

○料金表(基本部分)

※以下の料金に該当する加算を加え、費用の額を算定します。

(単位:円)

平成30年度

サービス類型		30分	30分～ 45分	45分～ 1時間	1時間～ 1時間15分	1時間15分～ 1時間30分	1時間30分 ～2時間	2時間～ 2時間30分	2時間30分 ～3時間	3時間以上	30分増すごと
居宅介護	身体介護	2,480	3,920		5,700		6,510	7,320	8,130	8,940	プラス810
	家事援助	1,020	1,480	1,910	2,310	2,670	3,010				
	通院等介助(身体介護を伴う場合)	2,480	3,920		5,700		6,510	7,320	8,130	8,940	プラス810
	通院等介助(身体介護を伴わない場合)	1,020	1,910		2,670		3,350				プラス680
	通院等乗降介助	980									
重度訪問介護			1,840		2,740		3,650	4,560	5,480		
行動援護		2,540	4,020		5,860		7,330	8,820	10,300	11,790	
同行援護(身体介護を伴う場合)		2,570	4,060		5,910		6,740	7,580	8,420	9,250	プラス830
同行援護(身体介護を伴わない場合)		1,050	2,000		2,790		3,490				プラス700
同行援護(基本決定)		1,840	2,910		4,200		4,840	5,470	6,100	6,730	プラス630

\* 家事援助は1時間30分から15分増すごとに、プラス340円。

\* 重度訪問介護は3時間から4時間までは30分ごと、4時間以上からは4時間ごとに単価が決められています。

\* 行動援護は3時間以上から30分増すごとに単価が決められています。

行動援護

平成21年4月、行動援護の指定を受けました。

行動援護とは、知的障害または精神障害により行動上の困難を有する障害のある方に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護・外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他の行動する際に必要な援助を行う事業です。

同行援護

平成23年10月、同行援護の指定を受けました。

同行援護とは、視覚障害により移動に著しい困難を有する方に同行し、外出時の移動や必要な情報を提供し、支援する事業です。